

二案の選擇については原案希望者多數に上りし爲め、その選擇期間を十七日迄延期するに、右の如く原案希望者は八八・七%に及んだ。

これに對し東交側は、十八日夜、非公式聲明書を發して、山下案選擇の理由は、(一)調停案に對する不信の表明であり(二)調停案は多少有利であるが何れにしても生活の不安は免れないから退職手當を受取り、これを闘争資金として今後の闘争に備へるためであると語つてゐる。

、將來市電更生ニ關スル審議機關ノ設置セラレタルトキハ必要ニ應ジ電氣局從業員代表ノ參與ニ關シ適當ニ考慮ス  
昭和九年十月十三日

尙ほ電氣局は、右解決案に従ひ懲戒解雇者七十四名の復職を認めた。一方、東交の罷業打切に對し、日交側は十二日市會正副議長に解決方を白紙一任した結果、十五日市會議長より、九日電氣局が日交側の要求に回答したと大體同様の回答をなした。

二 調停案に對する電氣局の方針確定

七日午後、電氣局側は調停委員會に於て決定せる解決案の實施に關し原案と調停案の自由選擇を認むる左記の如き告示をなし、更に八日には電氣局長名によつて右告示の内容を從業員側に通告した。

決定ヲ尊重シ左ノ通り実施ス

右減額ノ率ハ備員ノ職名別ニ依リ現在給ト其ノ初任給トノ差額ノ多寡ニ  
絶異ナ本給 諸手當 賞與ヲ合算シタル總額ニ於テ其ノ二割ヲ減額ス

減シ以下逕減シ初任給ヲ受クルニニ對シテハ減給セバ  
一、高給者（昭和七年十一月三十日以前ヨリ在職スル乗務員及之ニ準ズル給料ヲ受クル非乗務員）ニシテ十月十五日迄ニ退職ヲ申出デタ

ル者ニ對シテハ特ニ過日發表シタルト同様ノ退職給與金震災手當及整理手當ヲ支給ス  
右ニ依リ退職シタル者同時ニ再採用ヲ願出デタルトキハ退職當時ノ日給額ト初任給トノ差額ノ二割ヲ初任給ニ加算シタル更改給ヲ以テ  
之ヲ採用ス

一、本案ハ十月十日ヨリ之ヲ實施ス